

ID: 223

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	特例許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市における地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第7条		
例 規 番 号	平成18年規則第68号		
【根拠条文】 (特例許可の取消し) 第7条 市長は、特例許可が虚偽の申請その他不正な行為により取得されたものであることが判明したときは、当該特例許可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日